

## 新潟市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第75条。以下「条例」という。）第16条及び附則第7条の規定に基づき、軽費老人ホームの利用料等の取扱いを定めるものとする。

### (軽費老人ホームの利用料等)

第2条 条例第16条第1項第1号に定める入所者から利用料として支払いを受けることができるサービスの提供に要する費用は、別表1に定める額の範囲内で、別表1の2に定める額を上限とし、その設定にあたっては、地域の実情及びその他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。

2 条例第16条第1項第2号に定める入所者から利用料として支払いを受けることができる生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）は、同条第3項に定めるとおり、新潟県知事が定める額を上限額とし、その設定にあたっては、地域の実情、物価の変動その他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。

3 条例第16条第1項第3号に定める入所者から利用料として支払いを受けることができる居住に要する費用は、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知）の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」（以下「国基準」という。）第1に定めるとおりとする。

### (軽費老人ホームA型の利用料等)

第3条 条例附則第7条第1項第1号に定める入所者から利用料として支払いを受けることができるサービスの提供に要する費用は、別表2に定める額の範囲内で、別表2の2に定める額を上限とし、その設定にあたっては、地域の実情及びその他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。

2 条例附則第7条第1項第2号に定める入所者から利用料として支払いを受けることができる生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）は、同条第3項に定めるとおり、新潟県知事が定める額を上限額とし、その設定にあたっては、地域の実情、物価の変動その他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

## 軽費老人ホーム

## 1 特定施設入居者生活介護の指定を受けない場合

| 単独設置        |          |                    | 併設置         |          |                    |
|-------------|----------|--------------------|-------------|----------|--------------------|
| 入所者数<br>(人) | 介護職員あり   | 介護職員1名を<br>配置しない場合 | 入所者数<br>(人) | 介護職員あり   | 介護職員1名を<br>配置しない場合 |
| 20          | 129,700円 | 108,600円           | 10-14       | 134,100円 | 91,800円            |
|             |          |                    | 15-19       | 89,800円  | 61,700円            |
| 21-30       | 86,900円  | 72,800円            | 20-29       | 85,000円  | 64,100円            |
|             |          |                    | 30          | 61,800円  | 47,600円            |
| 31-40       | 76,000円  | 65,500円            | 31-40       | 57,100円  | 46,700円            |
| 41-50       | 67,700円  | 59,200円            | 41-50       | 45,900円  | 37,500円            |
| 51-60       | 57,200円  | 50,200円            | 51-60       | 38,500円  | 31,500円            |
| 61-70       | 54,100円  | 48,100円            | 61-70       | 33,200円  | 27,100円            |
| 71-80       | 47,500円  | 42,200円            | 71-80       | 29,200円  | 23,900円            |
| 81-90       | 47,000円  | 42,300円            | 81-90       | 30,900円  | 26,000円            |
| 91-100      | 42,300円  | 38,300円            | 91-100      | 27,800円  | 23,600円            |
| 101-110     | 40,700円  | 37,000円            | 101-110     | 26,900円  | 23,100円            |
| 111-120     | 37,500円  | 34,000円            | 111-120     | 24,700円  | 21,300円            |
| 121-130     | 38,000円  | 34,800円            | 121-130     | 26,300円  | 23,100円            |
| 131-140     | 35,400円  | 32,400円            | 131-140     | 24,600円  | 21,600円            |
| 141-150     | 34,100円  | 31,300円            | 141-150     | 23,900円  | 21,100円            |

## 2 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合

## (1) 共通職員

| 単独設置        |         |                              | 併設置         |         |                              |
|-------------|---------|------------------------------|-------------|---------|------------------------------|
| 入所者数<br>(人) | 共通職員    | 共通職員<br>(生活相談員を1<br>名置かない場合) | 入所者数<br>(人) | 共通職員    | 共通職員<br>(生活相談員を1<br>名置かない場合) |
| 20          | 97,800円 | 75,500円                      | 10-14       | 70,200円 | 25,800円                      |
|             |         |                              | 15-19       | 47,200円 | 17,700円                      |
| 21-30       | 65,600円 | 50,800円                      | 20-29       | 53,000円 | 30,900円                      |
|             |         |                              | 30          | 40,400円 | 25,600円                      |
| 31-40       | 49,600円 | 38,400円                      | 31-40       | 30,500円 | 19,500円                      |
| 41-50       | 46,400円 | 37,500円                      | 41-50       | 24,700円 | 15,900円                      |
| 51-60       | 39,500円 | 32,200円                      | 51-60       | 20,900円 | 13,300円                      |
| 61-70       | 38,900円 | 32,600円                      | 61-70       | 18,100円 | 11,600円                      |
| 71-80       | 34,300円 | 28,600円                      | 71-80       | 16,000円 | 10,400円                      |
| 81-90       | 30,400円 | 25,500円                      | 81-90       | 14,200円 | 9,400円                       |
| 91-100      | 27,500円 | 23,100円                      | 91-100      | 12,900円 | 8,500円                       |
| 101-110     | 27,200円 | 23,200円                      | 101-110     | 13,400円 | 13,400円                      |
| 111-120     | 25,000円 | 21,400円                      | 111-120     | 12,400円 | 12,400円                      |
| 121-130     | 26,600円 | 23,200円                      | 121-130     | 14,900円 | 11,500円                      |
| 131-140     | 24,800円 | 21,700円                      | 131-140     | 13,900円 | 10,800円                      |
| 141-150     | 24,100円 | 21,200円                      | 141-150     | 14,000円 | 11,000円                      |

(2) 一般入所者に対する介護職員

| 単独・併設共通       |               |                          |
|---------------|---------------|--------------------------|
| 一般入所者数<br>(人) | 一般入所者に対する介護職員 | 一般入所者に対する介護職員を1名置かなかった場合 |
| 20            | 32,500円       | 11,600円                  |
| 21-30         | 21,200円       | 7,200円                   |
| 31-40         | 26,400円       | 15,900円                  |
| 41-50         | 21,100円       | 12,600円                  |
| 51-60         | 17,600円       | 10,500円                  |
| 61-70         | 15,000円       | 9,000円                   |
| 71-80         | 13,100円       | 7,900円                   |
| 81-90         | 16,400円       | 11,700円                  |
| 91-100        | 14,700円       | 10,500円                  |
| 101-110       | 13,300円       | 9,500円                   |
| 111-120       | 12,200円       | 8,700円                   |
| 121-130       | 11,300円       | 8,000円                   |
| 131-140       | 10,500円       | 7,500円                   |
| 141-150       | 9,800円        | 6,900円                   |

(注) 上記単価のうち、特定施設入居者生活介護対象の入所者については、2(1)の「共通職員」単価によるものを、また、それ以外の一般入所者については、2(1)に(2)の「一般入所者に対する介護職員」単価を加えたものを、サービスの提供に要する費用の上限額（月額）とする。

別表 1 の 2

軽費老人ホーム

| 対象収入による階層区分 |                       | 上限額（月額）    |
|-------------|-----------------------|------------|
| 1           | 1,500,000円以下          | 10,000円    |
| 2           | 1,500,001円～1,600,000円 | 13,000円    |
| 3           | 1,600,001円～1,700,000円 | 16,000円    |
| 4           | 1,700,001円～1,800,000円 | 19,000円    |
| 5           | 1,800,001円～1,900,000円 | 22,000円    |
| 6           | 1,900,001円～2,000,000円 | 25,000円    |
| 7           | 2,000,001円～2,100,000円 | 30,000円    |
| 8           | 2,100,001円～2,200,000円 | 35,000円    |
| 9           | 2,200,001円～2,300,000円 | 40,000円    |
| 10          | 2,300,001円～2,400,000円 | 45,000円    |
| 11          | 2,400,001円～2,500,000円 | 50,000円    |
| 12          | 2,500,001円～2,600,000円 | 57,000円    |
| 13          | 2,600,001円～2,700,000円 | 64,000円    |
| 14          | 2,700,001円～2,800,000円 | 71,000円    |
| 15          | 2,800,001円～2,900,000円 | 78,000円    |
| 16          | 2,900,001円～3,000,000円 | 85,000円    |
| 17          | 3,000,001円～3,100,000円 | 92,000円    |
| 18          | 3,100,001円以上          | 別表 1 に定める額 |

（注 1） この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税，社会保険料，医療費，当該施設における特定施設入居者生活介護の入所者負担部分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

（注 2） 対象収入及び必要経費については，「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124004 号）の「1 「対象収入」について」の取扱いによるほか，「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成 18 年 1 月 24 日老計発第 0124001 号）の第 2 の 1 の(1)「「前年」の対象収入の取扱い」，(3)「収入として認定するものの取扱い」，(4)「必要経費の取

扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 入所者から利用料として支払いを受けることができるサービスの提供に要する費用(月額)は上表により求めた額を上限額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用(月額)を上限額とする。

(注4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの利用料として支払いを受けることができるサービスの提供に要する費用(月額)については、上記表の額から30%減額した額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

別表 2

軽費老人ホーム A 型

1 特定施設入居者生活介護の指定を受けない場合

| 入所者数<br>(人) | 単独施設     |
|-------------|----------|
| 50          | 109,600円 |
| 51－60       | 92,400円  |
| 61－70       | 79,400円  |
| 71－80       | 69,600円  |
| 81－90       | 66,900円  |

2 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合

| 入所者数<br>(人) | 共通職員    | 一 般<br>入所者数<br>(人) | 一般入所者<br>に対する<br>介護職員等 |
|-------------|---------|--------------------|------------------------|
| 50          | 49,900円 | 20                 | 39,600円                |
| 51－60       | 42,300円 | 21－30              | 41,100円                |
| 61－70       | 36,600円 | 31－40              | 41,800円                |
| 71－80       | 32,100円 | 41－50              | 42,400円                |
| 81－90       | 28,500円 | 51－60              | 35,300円                |
|             |         | 61－70              | 30,200円                |
|             |         | 71－80              | 26,500円                |
|             |         | 81－90              | 28,400円                |

(注) 上記単価のうち、特定施設入居者生活介護対象の入所者については、2の「共通職員」単価によるものを、また、それ以外の一般入所者については、2の「共通職員」単価に「一般入所者に対する介護職員等」単価を加えたものを、サービスの提供に要する費用の上限額（月額）とする。

別表 2 の 2

軽費老人ホーム A 型

| 対象収入による階層区分 |                       | 上限額（月額）    |
|-------------|-----------------------|------------|
| 1           | 1,500,000円以下          | 10,000円    |
| 2           | 1,500,001円～1,600,000円 | 13,000円    |
| 3           | 1,600,001円～1,700,000円 | 16,000円    |
| 4           | 1,700,001円～1,800,000円 | 19,000円    |
| 5           | 1,800,001円～1,900,000円 | 22,000円    |
| 6           | 1,900,001円～2,000,000円 | 25,000円    |
| 7           | 2,000,001円～2,100,000円 | 30,000円    |
| 8           | 2,100,001円～2,200,000円 | 35,000円    |
| 9           | 2,200,001円～2,300,000円 | 40,000円    |
| 10          | 2,300,001円～2,400,000円 | 45,000円    |
| 11          | 2,400,001円～2,500,000円 | 50,000円    |
| 12          | 2,500,001円～2,600,000円 | 57,000円    |
| 13          | 2,600,001円～2,700,000円 | 64,000円    |
| 14          | 2,700,001円～2,800,000円 | 71,000円    |
| 15          | 2,800,001円～2,900,000円 | 78,000円    |
| 16          | 2,900,001円～3,000,000円 | 85,000円    |
| 17          | 3,000,001円～3,100,000円 | 93,000円    |
| 18          | 3,100,001円～3,200,000円 | 101,000円   |
| 19          | 3,200,001円～3,300,000円 | 109,000円   |
| 20          | 3,300,000円以上          | 別表 2 に定める額 |

（注 1） この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税，社会保険料，医療費，当該施設における特定施設入居者生活介護の入所者負担部分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

（注 2） 対象収入及び必要経費については，「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124004 号）の「1 「対象収入」について」の取扱いによるほか，「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成 18 年 1 月 24 日老計発第 0124001 号）の第 2 の 1 の(1)「前年」の対

象収入の取扱い」，(3)「収入として認定するものの取扱い」，(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 入所者から利用料として支払いを受けることができるサービスの提供に要する費用（月額）は上表により求めた額を上限額とする。

ただし，その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは，当該施設のサービスの提供に要する費用（月額）を上限額とする。

(注4) 夫婦で入居する場合については，夫婦の収入及び必要経費を合算し，合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし，その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれから支払いを受けることのできる額については，上記表の額から30%減額した額を上限額とする。この場合，100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については，必要に応じて生活保護担当部局と連携し，生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。